

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険証（被保険者証）の一斉更新について～

■保険証が新しくなります

現在ご使用の桃色の保険証の有効期限が令和元年7月31日となっていますので、8月以降は使用できなくなります。7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、橙色の保険証をご使用ください。

- ・新しい保険証の有効期限は、令和2年7月31日です。
- ・紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、役場窓口までお申し出ください。

■減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります

現在ご使用の水色の減額認定証の有効期限が令和元年7月31日となっていますので、8月以降は使用できなくなります。有効期間は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方は7月中に減額認定証を交付しますので、8月1日からは黄緑色の減額認定証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、役場窓口へ申請してください。

※減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	老齢福祉年金を受給されている方

■限度証（限度額適用認定証）も新しくなります

現在ご使用の水色の限度証の有効期限が令和元年7月31日となっていますので、8月以降は使用できなくなります。有効期間は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方は7月中に限度証を交付しますので、8月1日からは黄緑色の限度証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、役場窓口へ申請してください。

※限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

問合せ 北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階

☎ 011-290-5601